

令和7年度第3回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日時：令和7年10月16日（木）14:15～17:00

2 場所：沖縄県庁11階第1会議室

3 出席者：7名

(1) 委員：4名

会長 河井 耕治（沖縄弁護士会）

委員 矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）

委員 奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）※オンライン参加

委員 池味 エリカ（沖縄弁護士会）

(2) 事務局：3名

女性力・ダイバーシティ推進課長、人権・男女共同参画班長、担当主幹

4 公開・非公開の別 一部非公開（次第2(3)の途中まで公開）

5 議題等

(1) 議事

ア 会長の選出について

(2) 意見聴取

(3) 議題

ア 検討事項

(ア) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について

(イ) 罰則規定について

(ウ) インターネット・モニタリングについて

イ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

(4) 報告事項

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。

(1) 議事

ア 会長の選出について

河井委員が推薦され、委員の全会一致で、同委員が会長に選出された。

(2) 意見聴取

「沖縄県民における被差別意識について」をテーマとして、新垣毅氏（株式会社琉球新報社地域読者局次長）から意見聴取を行った。

(3) 議題

ア 検討事項

(ア) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について

令和7年度第2回審議会に引き続き審議を行った。

【審議結果】

・ 本件については、継続審議となった。

・ 条例第9条に基づく施策については、現行の条文の文言を改正は必要ないが、「沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13

号) 解釈及び運用の指針」(以下「解釈運用指針」という。)を見直すことについて意見が述べられた一方、意見聴取の結果を踏まえて「県は、沖縄の人々に対する不当な差別的言動の解消に向けた措置を講ずるものとする。」との文言に改正することのメリット、デメリットを検討することについて提案があり、第4回審議会において引き続き検討することとなった。

主な意見は次のとおり。

- 今日の意見聴取を受けて、解釈運用指針の書き方を工夫するという方向で第9条についてはこのままで良いと考える。
- 解釈運用指針において、県民というのは、県に住民票を置いている人という意味ではなく、もう少し広い意味であると示すということもあり得る。
- 県外に住む沖縄県出身者が含まれるということを経文上明らかにしたい気持ちもあるが、解釈で広げられるのであればあえてそうする必要はあるか。
- 「県民」「であることを理由とする」という文言が、第9条の使い方を難しくしているように思われる。「県民」という文言について、明確に法文上その定義が書いてあるか等を研究しないといけない。日本国憲法にいう「国民」ということと、第9条でいう「県民」というものを、必ずしもイコールに考えなくてはならない理由はないように思う。
- 本日の意見聴取を踏まえると、「県民であることを理由とする」という文言を、仮に「県は沖縄の人々に対する不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずる」という書き方に改正するとした場合に、そのような条文とすることのメリット、デメリットを検討することを提案する。そのような改正を行った上で、解釈運用指針の中で、「沖縄の人々」とは、沖縄県内に住む人々及びそこにルーツをもつ人々を含むと明記するというのもあり得るのではないか。

(イ) 罰則規定について

令和7年度第2回審議会に引き続き検討を行った。

【審議結果】

- ・ 本件については、継続審議となった。
- ・ 罰則を設けることの必要性はあると考えられるものの、条例立案当時の議論において立法事実がないとの指摘もあったことから慎重な検討が必要との意見、条例立案当時よりも本邦外出身者等に対する不当な差別の状況が悪化しているように感じられることから、罰則の必要性がより高まっていると思われるとの意見があった。
- ・ 主な意見は以下のとおり。
- 川崎市の条例と同様の罰則を設けるということであれば、憲法上は問題ない。必要性は十分あり、政策的にも妥当と思われるが、「立法事実がない」、「ヘイトスピーチが発生していない」といった反発も非常に強いと思われるので、慎重に対応する必要がある。
- 肌感覚では、条例制定当時よりも、ここ1、2年の沖縄県内におけるヘイトスピーチ状況ってというのは、結構、憂慮すべき状況に悪化してるんじゃないかと感じている。立法事実がきちんと認定できるのであれば、罰則も含めた川崎市程度の内容の罰則を設けるということ、十分

検討していただくことも検討に値する。

(ウ) インターネット・モニタリングについて

令和7年度第2回審議会に引き続き検討を行った。

【審議結果】

- ・ 昨今人権を侵害するような差別的なインターネット上の言動が数多く見受けられる中、個人での対応には限界があるため、県として体制を整備し、インターネット・モニタリングを実施すべきであるとの結論で一致し、事務局において答申案を作成して第4回審議会で検討することとなった。

イ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

前回までに諮問を行った継続審議案件2件、令和7年10月16日付で諮問を行った4件について審議を行った。新たに諮問した事案について、事務局から、資料に基づき、説明を行った。

【審議結果】

- ・ 継続審議案件2件について、条例第10条の本邦外出身者等に対する不当な差別的言動には該当しないが、事実に基づかない、又は外国人を不当に貶める内容の表現であり、条例第2条の不当な差別的言動には該当すると認められる旨の付言を付すことと第2回審議会において決したところ、その旨の答申案について審議し、了承を得た。
- ・ 新規審議案件中、表現活動1件、SNS上の書込み2件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを全会一致で確認し、事務局において答申案を作成して第4回審議会において検討することとなった。
- ・ 新規審議案件中SNS上の書込み1件を継続審議とした。
- ・ 主な意見は次のとおり。
 - 新規審議案件中、表現活動1件については、氏名等の公表は知事の判断ではあるという前提の下、規則の規定により氏名等について非公表とすることもあり得る事案である。

(4) 報告事項

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について事務局から、資料に基づき説明した。

7 閉会

以上